

「地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の一部改正について

地域包括支援センター（以下「センター」と表記）の人員配置は、介護保険法施行規則において、圏域内の65歳以上人口に応じ職種（3職種：保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）及び員数が規定されているが、全国的に人材確保が困難な状況を踏まえ、職員配置の柔軟化等について改正が行われ、令和6年4月に公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある、11月議会に提出する予定

【経緯】

○令和4年12月の国の社会保障審議会介護保険部会意見

センターの職員配置基準に基づく人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することなど、柔軟な職員配置を進めることが適当である（一部省略）

○令和5年地方分権改革提案

センターの職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案

【概要】

介護保険運営協議会が必要と認めた場合、以下の対応とする

- ①常勤配置が必須となっていた3職種を常勤換算で配置可能
- ②複数の地域のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した人数をもとに、配置基準を満たす3職種の員数を配置（2職種以上は常勤必置）

【現状】

国基準：第1号被保険者数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに

- ・保健師（準ずる者含む）1人
- ・社会福祉士（準ずる者含む）1人
- ・主任介護支援専門員（準ずる者含む）1人

R6.4.1	中央(直)	久喜東(委)	菖蒲(委)	栗橋(委)	鷲宮(委)	
高齢者人口	9,174	11,986	6,911	8,282	11,492	
要介護者	1,177	1,291	759	1,061	1,345	
要支援者	348	462	245	413	306	
職員配置	保健師	2	1	1	1	1
	社福士	3	2	1	2	1
	主任ケアマネ	3	3	1	1	1
	その他	3	2	1	1	3

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者）を、社会福祉士その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。**

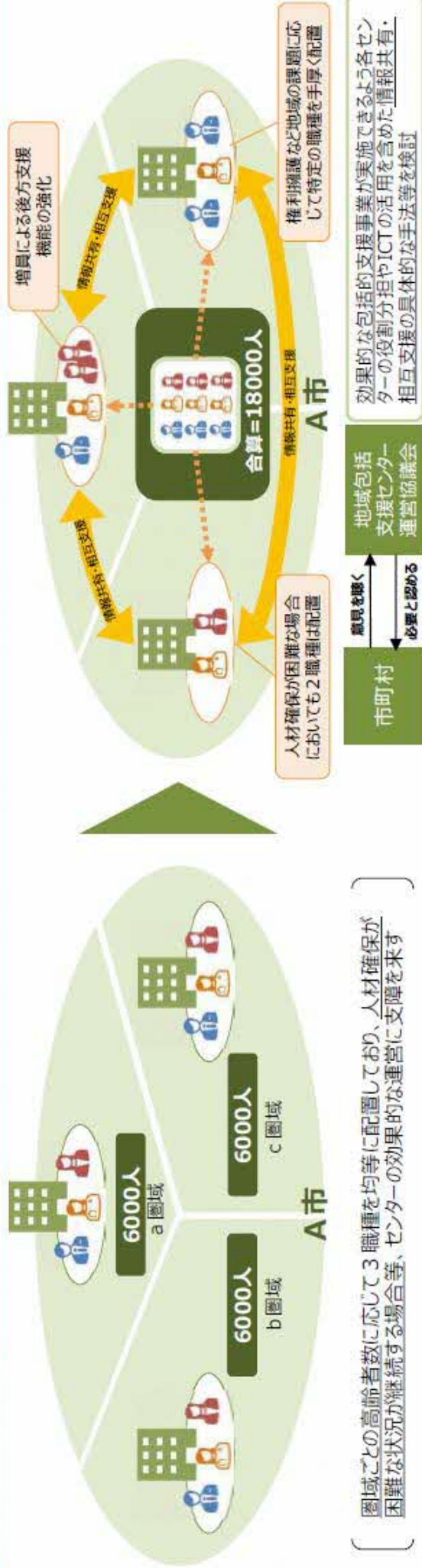
（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正（案）

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕

○ このほか、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正（案））
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センター」が育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正（案））